

観光の振興に関する要望

観光は、人々にとって生きがいや安らぎを生み出し、生活のゆとりと潤いに寄与するものであるばかりではなく、地域にとっては、交流人口を増加させるとともに、産業や雇用の創出等を通じて地域の再生・活性化に大きく寄与するものである。

現在、政府においては、観光立国の実現に向けてビジット・ジャパン・キャンペーンを推進され、また、各自治体においても、政府の取り組みに呼応しながら、それぞれの地域が持つ特性を活かした観光政策を展開しているところである。

しかしながら、わが国における本格的な観光戦略の推進は、まだまだ緒に就いたばかりであり、今後早急に解決すべき問題点や早急に取り組むべき課題が山積している。

よって、国においては、下記事項について積極的に取り組まれるよう強く要望する。

記

1. 外国人観光客の誘客を更に促進するなど、観光立国に向けた振興施策の強化を図ること。
2. ビジット・ジャパン・キャンペーン地方連携事業において、外国人観光客が移動しやすいような、観光案内板や道路案内板(標識)の整備等についても採用できるよう採択対象を拡大すること。
3. 海外からの団体観光客を多く受け入れられるようにするため、観光ビザの発給についての要件を緩和すること。
4. 駐車場や公衆トイレ、遊歩道、休憩所等の観光関連施設の整備を図るため、これに見合った財政支援措置を講じること。
5. 滞在型観光を更に普及させるため、その拠点であるホテル・旅館等の宿泊施設に対する設備投資に係る優遇税制措置について、強化、拡大すること。
6. 観光資源を有効に活用できるような、観光施策アドバイザー派遣について、各都市に応じた指導が受けられるよう、また、その成果が確認できるような実証・検証を行うなど、制度の充実を講じること。

7. グリーンツーリズム・エコツーリズム等を推進するため、農林漁家への民泊や農地取得条件等に関し、更なる規制緩和を講じること。
8. 国が目指している「観光立国」にふさわしい観光行政を一元的かつ効果的に推進するため、「観光省」または「観光庁」の設置をすること。
9. 国立公園を訪れる観光客が利用しやすいような、ビジターセンターや広場等が設置できるよう規制緩和を講じること。

以上要望する。

平成18年10月6日

全国市長会 経済委員会
都市と観光に関する研究会